

実施方針に関する補足資料

4月5日実施 北海道内7空港特定運営事業等
実施方針に関する合同説明会 配布資料

国土交通省航空局
旭川市
帯広市
北海道

目次

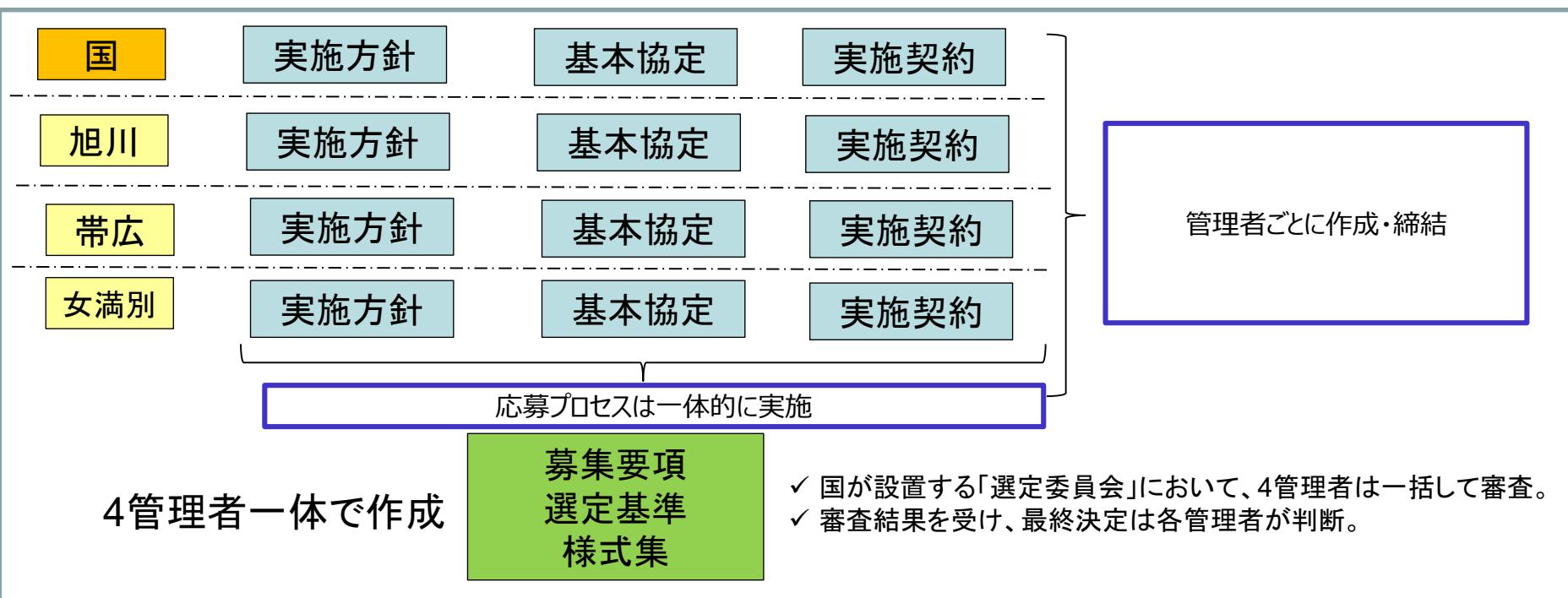
1. 事業概要
2. 事業期間・事業開始時期・公共延長オプション
3. 事業方式(ビル施設事業者等・駐車場の取扱い)
4. 優先交渉権者が提案する事業・業務
5. 運営権対価・混合型
6. 帯広空港滑走路等改修工事
7. マーケットサウンディングのその他意見の反映
 - ・ 1次審査の簡素化
 - ・ 英語開示資料
 - ・ ビル施設事業者に関する参加資格要件
8. 運営権解除

1. 事業概要

事業概要

- 本事業は、異なる4管理者が管理している北海道内7空港を一体的に民間に運営委託するものである。
 - ✓ 国管理空港(国土交通省航空局) ~新千歳空港・稚内空港・釧路空港・函館空港
 - ✓ 特定地方管理空港(旭川市・帯広市)~旭川空港・帯広空港
 - ✓ 地方管理空港(北海道) ~女満別空港

- 実施方針や募集要項、実施契約等の関係は以下のとおり



- 4管理者間で調整が必要な事項は、「4管理者間協定」を締結し協議する予定

【参考】4管理者間協定(案)の概要について

現時点における項目	現時点における概要
・4管理者間協議事項	協議対象事項*について、4管理者間協議を行うこと
・事務局の設置	4管理者間協議の事務局は国が設置すること
・協議期間	協議は30日以内とし、協議終了後はSPCに結果を通知すること ただし、4管理者が合意したときは協議期間を延長できること
・モニタリング体制	SPCの実務負担軽減のため、モニタリングの窓口を一元化すること
・協議結果の尊重	4管理者は協議の結果を尊重すること
・有効期間	4管理者間協定は空港運営事業の終了の日まで有効とすること

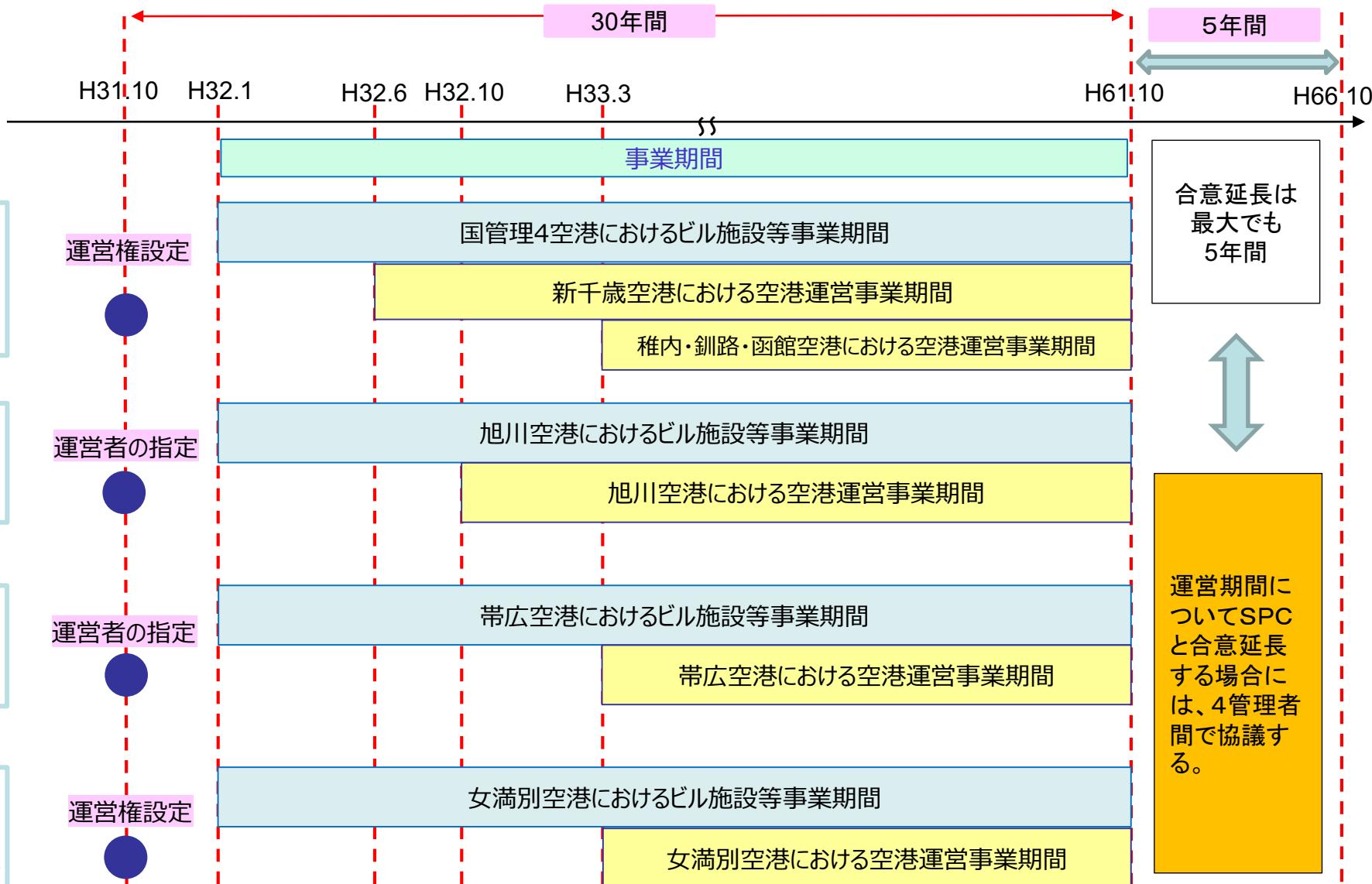
* 協議対象事項の詳細は募集要項等の公表時に示すが、現時点では概ね下記の事項を協議対象事項とするこ
とを想定している

- 合意延長
 - 公共延長オプション
 - 空港用地外における任意事業
 - 本議決権株式の譲渡
 - 実施契約の変更
 - 実施契約の解除
- 等

2. 事業期間・事業開始時期 ・公共延長オプション

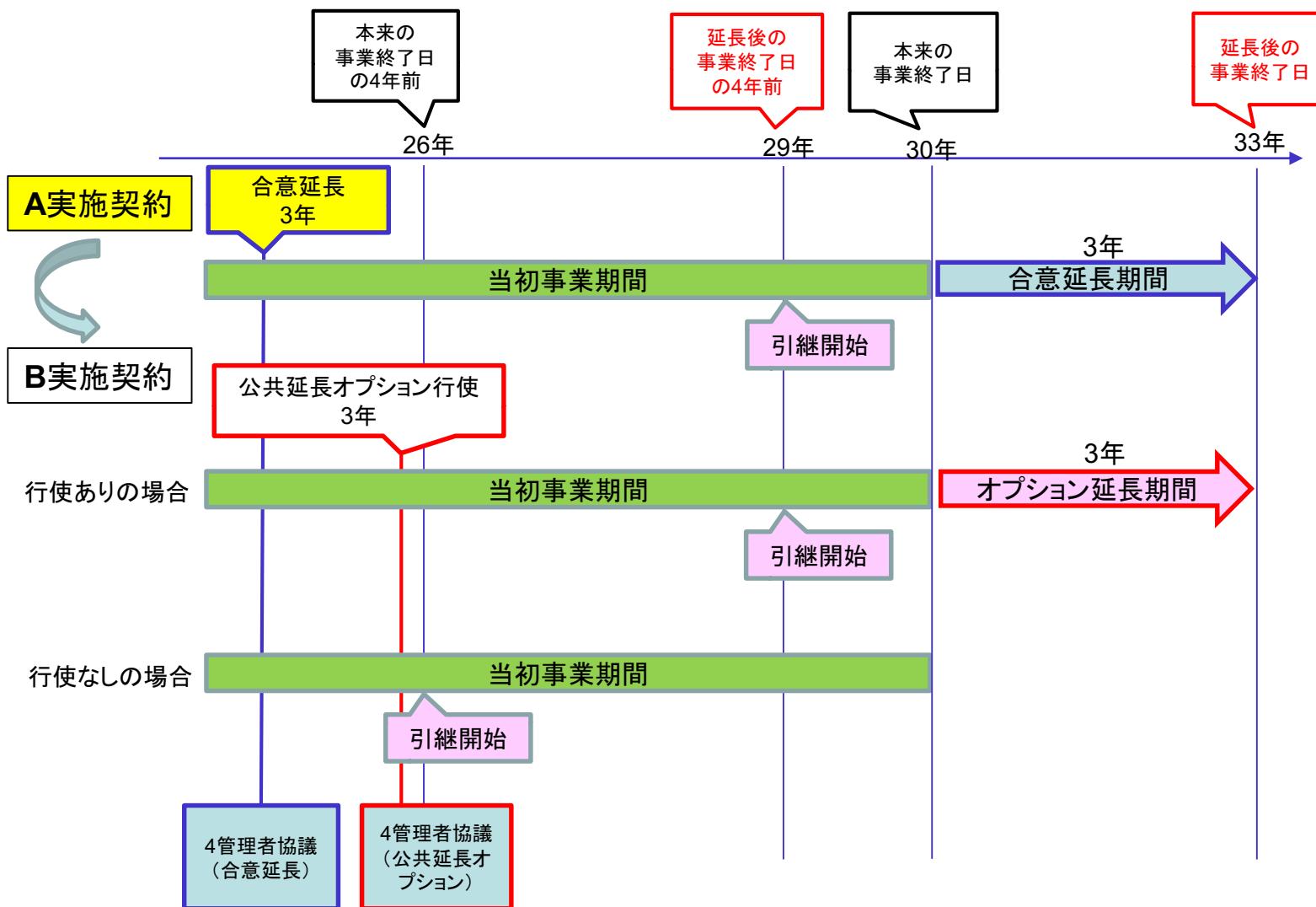
事業期間・事業開始時期

- ✓ H32.1に7空港ビル施設事業を一括して開始したうえで、H32.6以降に、順次空港運営事業の移行を実施する。
- ✓ MSの意見を踏まえ、安全安心確保の観点から、引継ぎ期間を確保。



公共延長オプションについて (3年間の合意延長した場合の例示)

- ✓ いずれかの空港で合意延長がなされた場合、最も早く到来する事業引継の開始日までに、4管理者は、事業期間終了後の扱いについて協議し、各管理者は公共延長オプション行使するか否かを検討する。
- ✓ 公共延長オプションは、事業終了後的一体的な扱いを確保するため管理者が有するオプションのため、延長期間の運営権対価は無償とし、混合型の空港(旭川、帯広、女満別)で独立採算での運営が困難と認められる場合は、延長期間においても必要な範囲(対象・規模等)での負担を継続する。



3. 事業方式 (ビル施設事業者等 ・駐車場の取扱い)

7空港におけるビル施設事業者株式等の譲渡価格は、以下の通り。

7空港における株式譲渡等 対象会社 9社	譲渡対価（億円）※
ビル施設事業者	
1. 新千歳空港ターミナルビルディング株式会社	102
2. 札幌国際エアカーゴターミナル株式会社	15.28
3. 稚内空港ビル株式会社	6.51
4. 釧路空港ビル株式会社	9.21
5. 函館空港ビルディング株式会社	43.69
6. 旭川空港ビル株式会社	5.32
7. 帯広空港ターミナルビル株式会社	14.16
8. 女満別空港ビル株式会社	11.04
給油施設事業者 ※※	
1. 千歳空港給油施設株式会社	9.36
	合計
	216.57

※ 譲渡対価の額はいずれも現時点で合意されている額である

※※ 千歳空港給油施設（ハイドラン）は、新千歳空港の空港運営事業開始日（平成32年6月頃）に株式譲渡予定である

7空港における駐車場の取扱い(※)については、以下の通り。

空港	現時点の所有者	取扱い
稚内空港 駐車場	管理者	運営権設定
旭川空港 駐車場	管理者	運営指定
帯広空港 駐車場	管理者	運営指定
新千歳空港 B駐車場 釧路空港 駐車場 函館空港 駐車場	一般財団法人 空港環境整備協会	国は左記事業者より資産を譲り受けた後、運営権を設定
新千歳空港 A・C駐車場	一般社団法人 千歳観光連盟	左記事業者よりSPCが駐車場事業を譲り受けた後、SPCが資産を国に譲渡。当該資産に運営権を設定※※
女満別空港 駐車場	一般財団法人 めまんべつ産業開発公社	運営権設定 但し、左記事業者が有する一部の資産は、SPCが売買契約により直接取得することを実施契約で義務付ける※※※

※ 上記各駐車場施設は、各空港の空港運営事業開始日より、事業開始を想定している。

※※ 新千歳空港A・C駐車場事業の譲渡価格は7.31億円を予定している。

※※※ 売買価格については募集要項等公表時に示す。

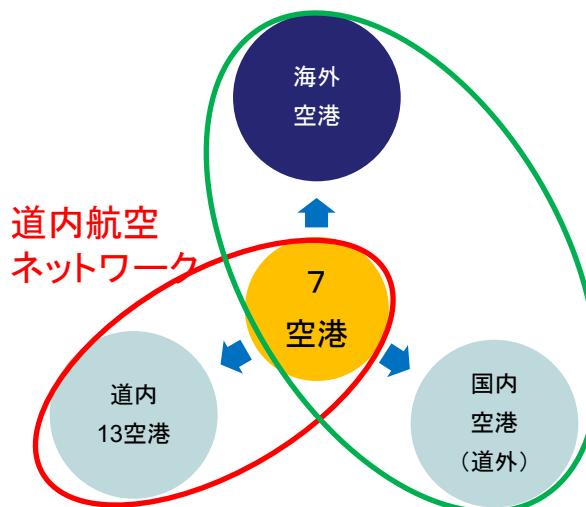
4. 優先交渉権者が提案する事業・業務

① 広域観光の振興

- 定義
 - SPCに求める広域観光振興の取り組みは、SPCが『空港運営会社』として、関係者と連携して行う施策を指す
 - 例えば、旅客動向・就航エアラインの特性に応じアウト・インで異なる空港を使ったルートのマーケティングを行う施策など
- 提案内容
 - 提案に際しては、以下を踏まえること。
 - SPCはあくまで空港運営事業に関連し、多様な関係者と連携する触媒(ファシリテーター)の役割との位置づけであること
 - 観光振興を行う直接の主体は、地域関係者(自治体、観光団体、旅行代理店、観光事業者など)であること
 - なお、委託対象外6空港との関係では、広域観光振興の観点で、往路又は復路において委託対象7空港を発着空港とする路線において、委託対象7空港とセットでアウト・イン営業するのが望ましい場合に、委託対象外6空港運営者・所在自治体等と連携する提案は、評価の対象とする。

② 道内航空ネットワーク

- 定義
 - 本件の「航空ネットワーク」とは、SPCが経営しその施策を主体的に決定できる委託対象7空港から各地域へのネットワーク全体をさす(緑枠と赤枠)
 - うち、委託対象7空港から道内13空港へのネットワークを「道内航空ネットワーク」という(赤枠)
- 提案内容
 - 提案に際しては、以下2区分につき提案をうける。
 1. 下図「緑枠」に関するネットワーク
(7空港と道外の空港をつなぐネットワーク)
 2. 下図「赤枠」に関するネットワーク
(「道内航空ネットワーク」)



5. 運営権対価・混合型

- ✓ 4管理者は、一つのSPCに7空港すべてを一体的に運営委託する。
- ✓ 但し、実施契約は各管理者ごとに締結し、黒字の空港による赤字補填という形ではなく、地方管理3空港については、一定の公的負担を受けられる仕組みとする。
- ✓ 応募者は、国に対しては運営権対価を提案し、旭川市・帯広市・北海道に対しては公的負担軽減額を提案する。

国管理4空港

稚内

◆運営権対価の提案を受ける。

- 1) 運営権対価一時金…最低提案価格 0円 (これを上回る提案を受け付ける)
- 2) 運営権対価分割金…24億円／年 × 30年 で固定

釧路

新千歳

函館

◆収益連動負担金の仕組みも導入

※新千歳空港について導入。詳細は募集要項等公表時に示す。

地方管理3空港

混合型

旭川

帯広

女満別

◆公共側が一定の公的負担を行う仕組みとする

- 1) 更新投資(拡張投資除く)に対する30年間の公的最大負担額を提示
- 2) 運営費(但し車両等の更新投資含む)に対する30年間の公的最大負担額を提示
⇒ 1)2) 各々に対して、公的負担軽減額につき、提案を受ける。

下記計算式で算定される「公的負担額」につき、公共側は30年間の債務負担行為を取る。実際の支払は、双方協議の上、SPCに支払いを行う。

公的最大負担額

-

公的負担軽減額

=

公的負担額

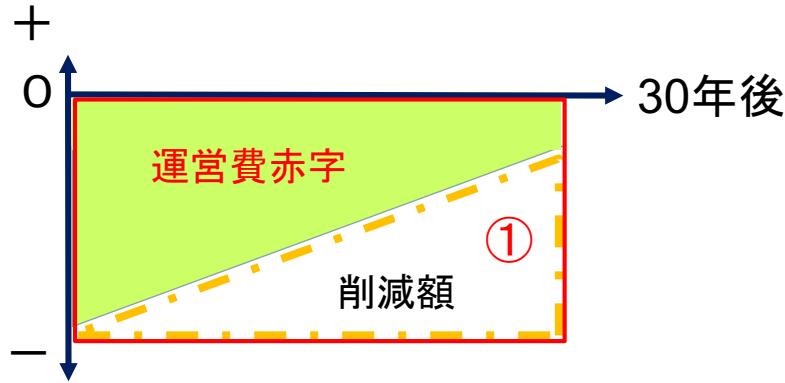
混合型のスキーム イメージ図

参照:旭川・帯広・女満別 P10

地方管理3空港

自治体が運営費、維持更新投資の一部を負担。公的負担の削減額(下図①+②の合計額)について、各管理者ごとに提案を受ける。

損益 ①運営費(車両含む)

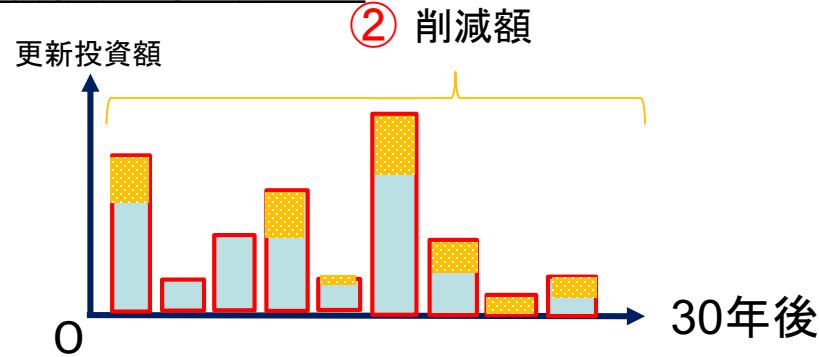


- ✓ 最大負担額として、現状の運営費赤字の水準を設定(赤枠)
- ✓ 民間の運営により、赤字を削減する提案を受ける。
(①オレンジ点線部分)

最大負担額 単位:億円

旭川市	44.65
帯広市	72.76
北海道	50.58

②更新投資(拡張除く)



- ✓ 最大負担額として、現状想定される更新投資額を設定(赤枠)
- ✓ 民間の運営により、投資削減に関する提案を受ける。(②オレンジ色合計部分)

最大負担額 単位:億円

旭川市	99.78
帯広市	63.07
北海道	109.13

6. 帯広空港滑走路等改修工事

帯広空港滑走路等改修工事

参照:帯広実施方針 P19

- ✓ 帯広空港において、滑走路・誘導路等の改修工事を以下のスケジュールにて予定している。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
工事内容	舗装調査	実施設計	滑走路等工事 (1/2)	滑走路等工事 (2/2) 完了	誘導路等工事	誘導路等工事	誘導路等工事 完了

- 帯広市の「実施方針」において、滑走路・誘導路の改良工事の方針及び運営開始後に想定されるリスクとリスク分担を明記しているが、内容を下表のように整理している。
- また、滑走路・誘導路の状態、改良工事の詳細等を1次開示資料として開示予定。

工事内容	リスク	実施方針記載内容抜粋
【滑走路】 平成32年10月末 工事完了予定	✓工事遅延リスク	①「工事遅延」について ・帯広空港運営事業開始日(平成33年3月頃予定)までに滑走路工事が完了しなかった場合のリスクは、帯広市が負担
【誘導路】 平成35年10月末 工事完了予定	✓誘導路におけるリスク	②「誘導路工事」について ・誘導路工事についても、帯広市の責任で実施する ・誘導路工事完了までの間、完了前の工事対象範囲におけるSPCの修繕義務を免除する ・工事完了までに、誘導路の路面性状若しくは工事に起因してSPC又は第三者に生じた一切の損害を帯広市が負担 ③その他(必要な対応等)について ・工事の進捗状況について、SPCの求めに応じ、帯広市は情報開示する

7. マーケットサウンディングにおける その他ご意見の反映

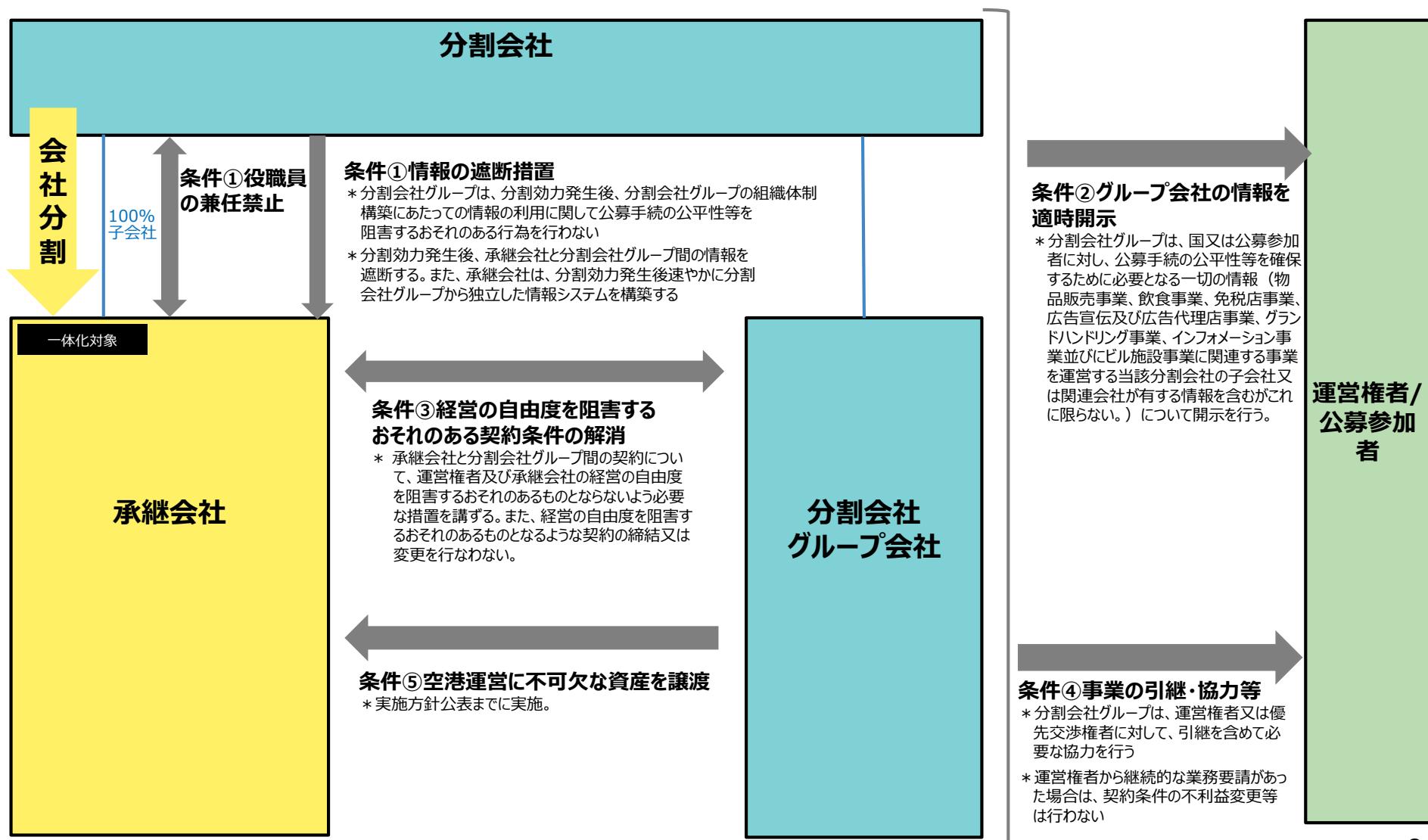
その他ご意見の反映

- 1次応募・審査の簡素化・容易化
 - ① 1次審査はコンセプト・基本方針を中心とし、提案書枚数も大幅削減
 - ✓ 需要動向・事業環境分析の提出を追加し、各評価項目において、7空港全体及び各空港個別の課題に対する戦略的対応といった全体の事業運営方針に即しているかを評価。
 - ② 提案書類を用いた概要説明の実施
 - ✓ 1次審査におけるプレゼンテーションは廃止し、提案書類を利用した説明を受けることを想定。
 - ③ 1次審査後のコンソーシアム構成員の追加
 - ✓ 1次提案において「主要コンソーシアム構成員」を指定し、以下の2要件を充足することで、2次提案でコンソーシアム構成員を追加可能に。
 - i) 主要 コンソーシアム構成員が50%超を維持すること
 - ii) 追加コンソーシアム構成員が最大の主要コンソーシアム構成員を超えないこと
 - ✓ 1次審査における実績審査では、「主要コンソーシアム構成員」の実績のみを評価。
 - ✓ 参加資格の審査は、1次のコンソーシアム構成員全員に対し行い、2次で追加された者は追加時点で実施。
- 英訳開示資料の充実
 - 本案件では以下の公募書類に関し、英訳版も提供し、情報開示の充実を図っている。
 - ✓ 選定基準
 - ✓ IP資料のうち財務書類等数値関連部分
 - ✓ 公開情報一覧

その他ご意見の反映(ビル施設事業者に関する参加資格要件)

- ・ビル施設事業者は会社分割の方法により権利義務の全てを承継会社に承継させ、分割会社が関係地方公共団体との資本関係を解消した上で、以下①～⑤の条件を満たす場合に限り、当該分割会社により公募参加を可能とする。

下記①～⑤の番号は実施方針P36「(4)ビル施設事業者に関する参加資格要件」の番号と対応



その他ご意見の反映(ビル施設事業者に関する参加資格要件)

- 空港法第17条に基づく会社分割の認可申請にあたり、下記の通り実施方針に記載の参加資格要件に関する事項等を念書として誓約済

分割会社グループの事業等(平成30年3月1日現在)

分割会社グループ会社		空港の運営に関する情報（開示対象）	条件⑤空港運営に不可欠な資産を譲渡
物販 事業系	A社	物品販売事業（土産店等 3店舗）	空港運営に不可欠な資産であるため、新千歳空港ターミナルビルディング（承継会社）に譲渡
	B社	免税店事業（免税店 3店舗）	
	C社	物品販売事業（弁当販売等 3店舗）	
広告・ホテル・温泉・ その他 事業系	D社	広告宣伝及び広告代理店事業 店舗内装企画設計監理等事業 映画館及び遊戯施設運営事業 物品販売事業（グッズ販売等 3店舗）等	空港内広告媒体資産（額縁） エンターテインメント施設（「ドラえもん わくわくスカイパーク」、「ハローキティハッ ピーフライト」及び「ソラシネマちとせ」） FISテレビ、単方向・雙方向情報端末 及び国際線連絡バス発車案内システム
	E社	ホテル事業、公衆浴場事業	
	F社	環境演出事業 物品販売業（道内産商品販売 1店舗）	
	G社	ビルメンテナンス事業 事務室等の改修及び設備等工事事業 電力・熱供給事業 リース事業 清掃・廃棄物処理事業	電力・熱供給用施設
空港役務 事業系	H社	グランドハンドリング事業 インフォメーション事業	
	I社	飲食事業（5店舗）	

条件④事業の引継・協力等

分割会社グループは、運営権者又は優先交渉権者に対して、引継を含めて必要な協力をを行う
運営権者から継続的な業務要請があった場合は、契約条件の不利益変更等は行わない（ただし、経済環境が
著しく悪化する等客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当と認められる場合はこの限りでない）

条件②分割会社グループ会社の情報を適時開示

分割会社グループは、国に対し、公募手続の公平性、透明性及び競争性を確保するために必要となる一切の新千歳空港の運営に関する情報（物品販売事業、飲食事業、免税店事業、広告宣伝及び広告代理店事業、店舗内装企画設計監理等事業、映画館及び遊戯施設運営事業、ホテル事業、公衆浴場事業、環境演出事業、ビルメンテナンス事業、事務室等の改修及び設備等工事事業、電力・熱供給事業、リース事業、清掃・廃棄物処理事業、グランドハンドリング事業、インフォメーション事業並びにビル施設等事業に関する情報を含むが、これに限らない。）を開示（開示した情報を更新することを含む。）する。

※ 平成29年9月において免税店事業は分割会社に移管されている。

8. 運営権解除

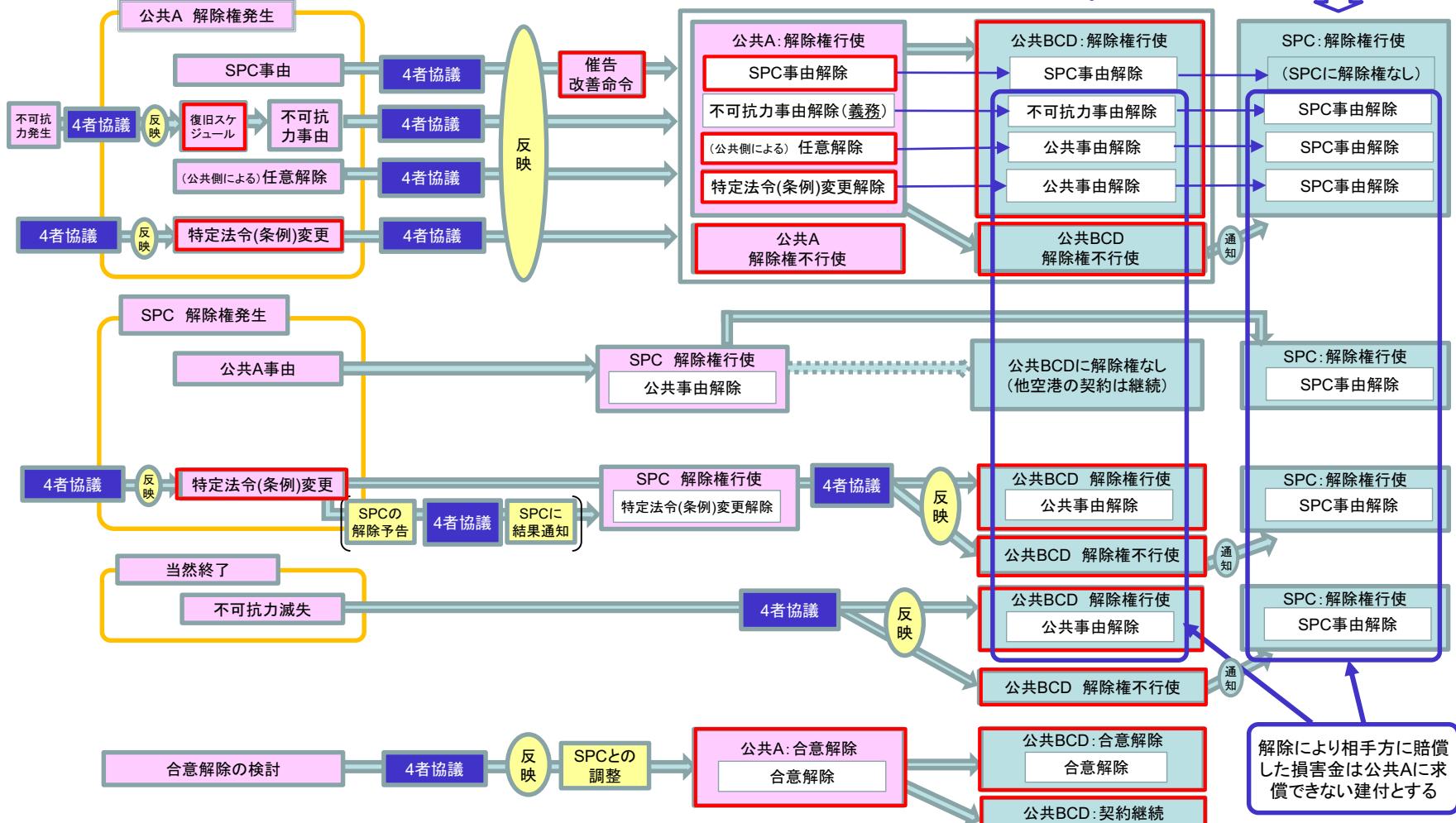
その他ご意見の反映（道内他空港運営事由解除について）

- 一空港の実施契約が一定の事由により解除・終了した場合、他空港の管理者は自己の実施契約の解除権を持つ。
- 一空港の実施契約に解除事由が発生した場合、事前に4管理者間において、他空港の実施契約を解除するか否かを含めて協議し、全管理者は協議の結果に従って解除権を行使又は不行使とする。
- 4管理者間で協議がまとまらない場合、最終的には各管理者が自己の裁量により解除権を行使するか否かを決定する。
- 原則として統一的に解除を行うべき場合としては、例えば、7空港一体運営の前提が著しく損なわれる場合やSPCの運営全体に重大な支障がある場合等が想定される。



公共BCDの解除権の行使期間は公共A契約解除後6か月に限定

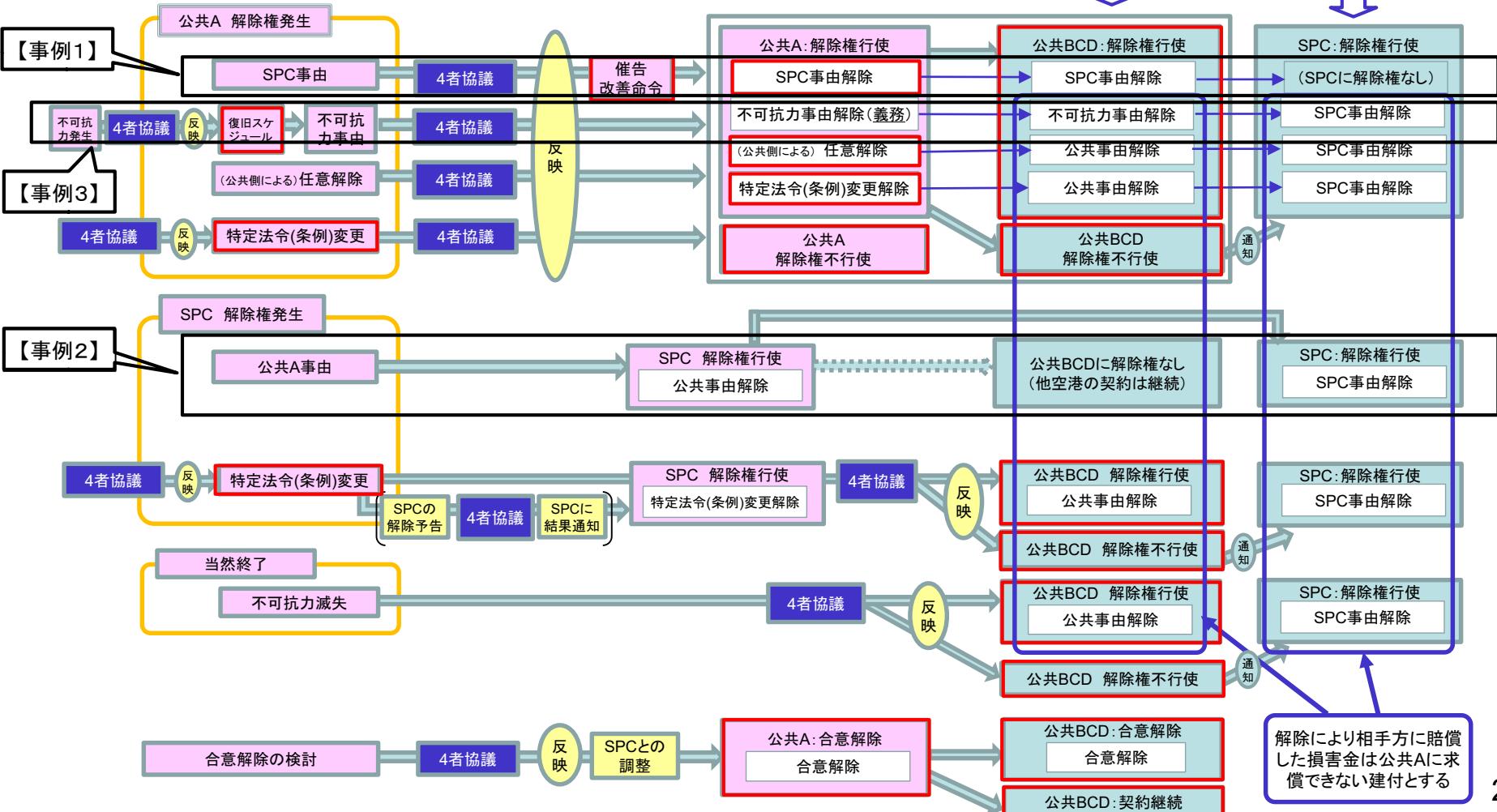
SPCの解除権は公共BCDが解除権を行わないことを条件とし、行使期間も限定



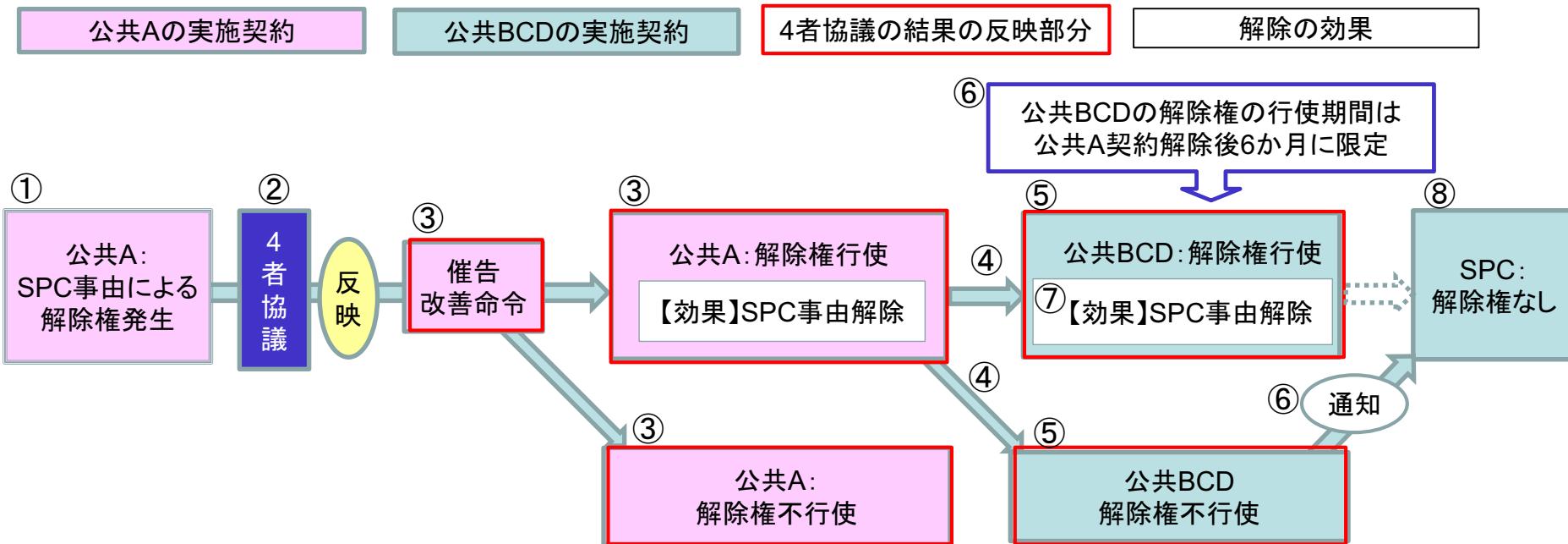
道内他空港運営事由解除について

事例解説

- 一空港の実施契約が一定の事由により解除・終了した場合、他空港の管理者は自己の実施契約の解除権を持つ。
- 一空港の実施契約に解除事由が発生した場合、事前に4管理者間において、他空港の実施契約を解除するか否かを含めて協議し、全管理者は協議の結果に従って解除権を行使又は不行使とする。
- 4管理者間で協議がまとまらない場合、最終的には各管理者が自己的裁量により解除権を行使するか否かを決定する。
- 原則として統一的に解除を行うべき場合としては、例えば、7空港一体運営の前提が著しく損なわれる場合やSPCの運営全体に重大な支障がある場合等が想定される。

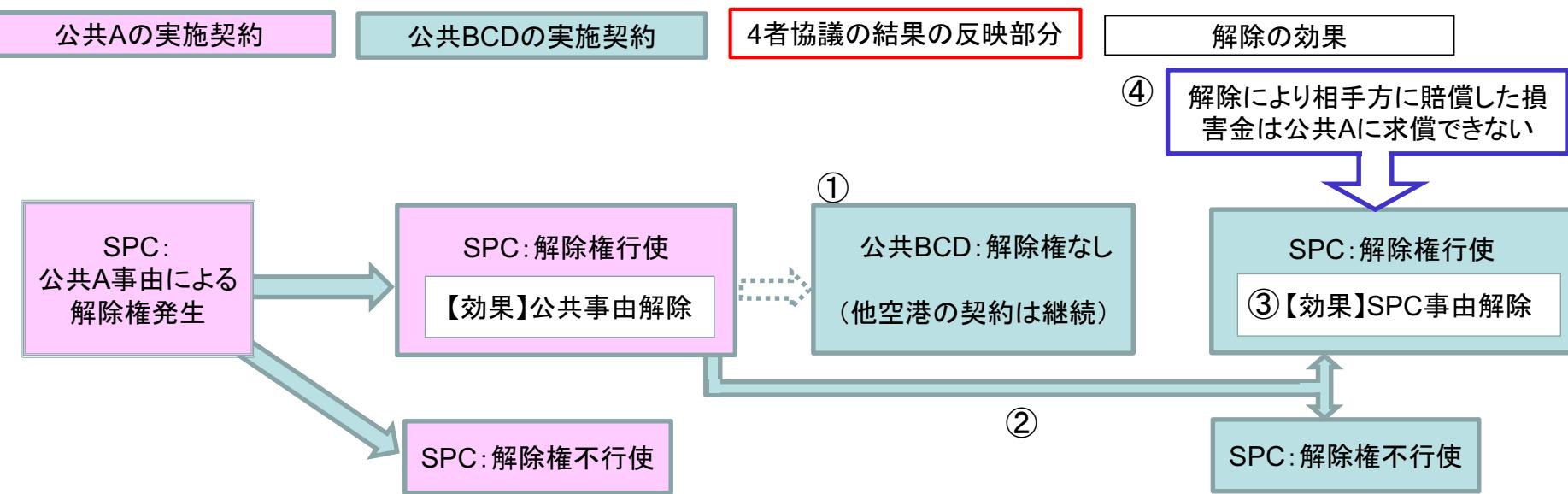


【事例1】運営権者事由解除



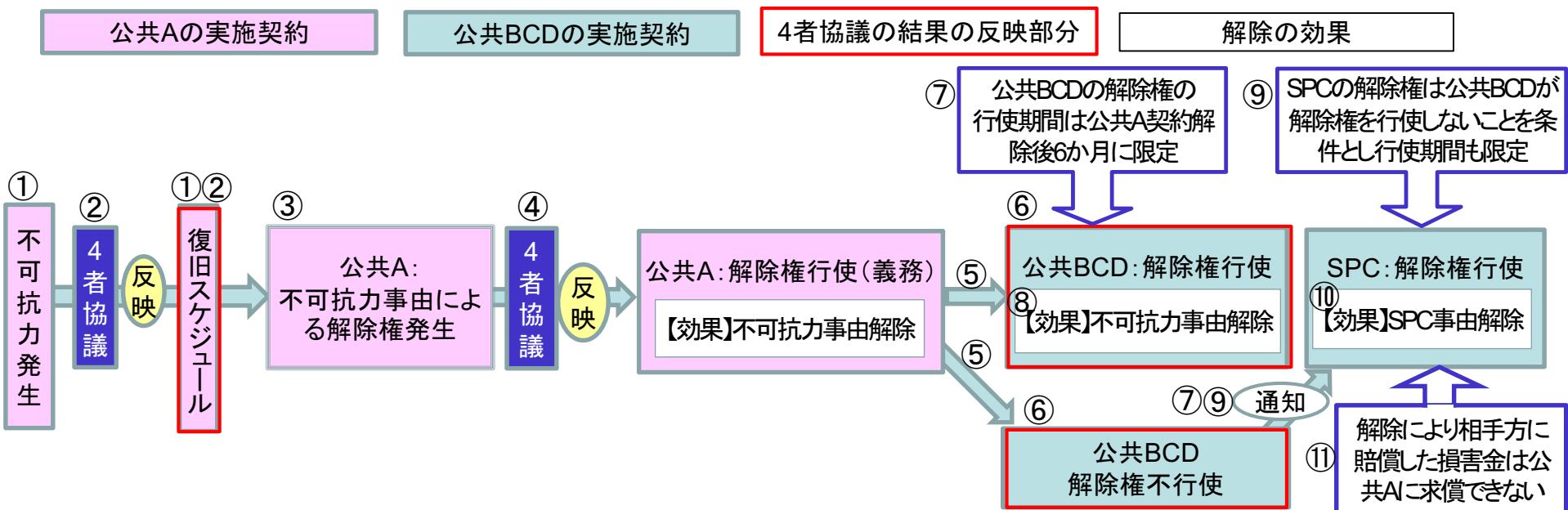
- ① SPCが公共A空港で義務違反等をした場合、公共Aが催告又は改善命令をしても違反状態が是正されない場合には、公共Aに解除権 (SPC事由解除)が発生する
- ② 公共Aに解除権が発生した場合、公共ABCDは4管理者協議を実施し、催告・改善命令の実施、公共Aの実施契約を解除するか否か、公共Aの実施契約を解除した場合に公共BCDの実施契約を解除するか否かを協議する
- ③ 4者間協議を踏まえ、公共Aは、催告又は改善命令を行い、違反が是正されない場合に、解除権行使し、又は、行使しないことを決定する
- ④ 公共AがSPC事由により公共A実施契約を解除した場合、公共BCDに公共BCD実施契約の道内他空港運営事由解除権が発生する
- ⑤ 公共BCDは、4者間協議の結果を踏まえ、道内他空港運営事由により実施契約を解除するか否か決定する
- ⑥ 公共BCDの解除権の行使期間は、公共Aの実施契約の解除後6か月以内に限定。また、解除権行使しないことを決定した場合にはSPCにその旨を通知する
- ⑦ 公共BCDが解除権行使する場合、解除の効果はSPC事由解除と同じ効果 (SPCが公共BCDに損害賠償)
- ⑧ 公共A実施契約がSPC事由で解除された場合、SPCは公共BCDの実施契約について解除権を持たない

【事例2】公共事由解除



- ① 公共A実施契約が公共A事由で解除された場合、公共BCDは公共BCDの実施契約について解除権を持たない
- ② SPCが公共A事由により公共A実施契約を解除した場合、SPCに公共BCDの実施契約の道内他空港運営事由解除権が発生する
- ③ SPCが道内他空港運営事由により公共BCD実施契約を解除する場合、解除の効果はSPC事由解除と同じ効果(SPCが公共BCDに損害賠償)
- ④ SPCは、解除権行使にあたり公共BCDに対し損害賠償した場合、賠償に要した費用等を公共Aに対して求償できない

【事例3】不可抗力事由解除



- ① 公共Aの空港において不可抗力による事業継続措置が行われる場合、公共AとSPCは復旧スケジュールを策定する
- ② 公共Aの空港において不可抗力による事由が発生し復旧スケジュールの策定が必要となった場合、公共ABCDは4管理者協議を実施し、公共BCDの意見を復旧スケジュールに反映する
- ③ 公共Aは、復旧スケジュールの策定ができない場合、又は、スケジュールによる復旧が不可能な場合、実施契約を義務的に解除する
- ④ 公共Aの実施契約を不可抗力事由により解除すべき事態になった場合には、公共ABCDは4管理者協議を実施し、公共BCDの実施契約を解除するか否かを協議する
- ⑤ 公共Aが不可抗力事由により公共A実施契約を解除した場合、公共BCDに公共BCD実施契約の道内他空港運営事由解除権が発生する
- ⑥ 公共BCDは、4者間協議の結果を踏まえ、道内他空港運事由により実施契約を解除するか否か決定する
- ⑦ 公共BCDの解除権の行使期間は、公共Aの実施契約の解除後6か月以内に限定。また、解除権行使しないことを決定した場合にはSPCにその旨を通知する
- ⑧ 公共BCDが解除権行使する場合、解除の効果は不可抗力事由解除と同じ効果 (SPC・公共BCDは損害を自ら負担)
- ⑨ 公共BCDが解除権行使しない場合には、SPCに公共BCDの実施契約の道内他空港運営事由解除権が発生する (行使期間は限定)
- ⑩ SPCが道内他空港運営事由により公共BCD実施契約を解除する場合、解除の効果はSPC事由解除と同じ効果 (SPCが公共BCDに損害賠償)
- ⑪ SPCは、解除権行使にあたり公共BCDに対し損害賠償した場合、賠償に要した費用等を公共Aに対して求償できない